

**募集**

事前にお申し込みください

**「知ってなるほど！がん医療」  
静岡がんセンター公開講座 2018**

問合先／静岡新聞社 東部総局業務部 (962-6520)

日程	内容：講師
第1回 6/9 (土)	▶人生百年時代の養生訓：山口建（総長）▶がん向き合うあなたを支えます～静岡がんセンターの患者家族支援～：鶴田清子（副院長兼患者家族支援センター長）▶がん免疫療法の新時代：秋山靖人（研究所免疫治療研究部長）
第2回 7/7 (土)	▶前立腺がんの治療：手術・放射線・薬物療法の進歩：庭川要（副院長兼泌尿器科部長）▶乳がんの最新治療：西村誠一郎（乳腺外科部長）
第3回 8/18 (土)	▶最先端のロボット外科手術：寺島雅典（胃外科部長）▶高齢者のがん医療：玉井直（名誉院長兼麻酔科部長）
第4回 9/8 (土)	▶大腸がんの最新外科治療：塩見明生（大腸外科部長）▶血液がんの診断と治療：池田宇次（血液幹細胞移植科部長）
第5回 10/13 (土)	▶肺がんの最新治療：大出泰久（呼吸器外科部長）▶卵巣がんの最新治療：平嶋泰之（婦人科部長）
第6回 11/10 (土)	▶肝・胆・膵がんの最新治療～膵がんを中心に～：上坂克彦（院長代理兼肝胆膵外科部長）▶眠れますか？：新里薫（腫瘍精神科部）▶がんのゲノム医療～遺伝解析技術の進歩がもたらす新たな医療～：浦上研一（研究所診断技術開発研究部）
第7回 12/15 (土)	▶最新の放射線治療：西村哲夫（副院長兼放射線・陽子線治療センター長）▶がんの骨転移の話：高橋満（病院長）

**○時間**

13時～15時40分頃（質疑応答など）

**○場所**

三島市民文化会館大ホール（三島市一番町20-5）

**○受講料**

無料

**○申込み**

はがき、FAX、メールで住所、名前、生年月日（西暦）、年齢、性別、職業（学校名）、電話番号・FAX番号・メールアドレスを明記のうえ、〒410-8560（住所不要）5階 静岡新聞社・東部総局業務部「静岡がんセンター公開講座」係へ、FAX：962-6752、メール：toubugyoumu@shizuokaonline.com でお申し込みください。三島市民文化会館窓口でも受け付けます。申し込み完了後、受講証を送付します。

**お知らせ**

申請をお願いします

**母子父子家庭などひとり親の医療費を助成**

問合先／子育て支援課（979-8133）

平成29年分の所得税が非課税で、20歳未満の児童を扶養している対象世帯の人が医療機関などで受診した際、医療費の自己負担額を助成します。

**○対象者**

- ・離婚し、現在婚姻をしていない人
- ・配偶者と死別し、現在婚姻をしていない人
- ・配偶者の生死が明らかでない人
- ・配偶者から遺棄されている人
- ・配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない人
- ・配偶者が精神または身体の障害により長期間労働能力を失っている人
- ・配偶者が法令により長期間拘禁されているため、その扶養を受けることができない人
- ・配偶者からの暴力により保護命令を受けているため、その扶養を受けることができない人

**○申請に必要なもの**

健康保険証（受給対象者全員分）、印鑑、受給者名義の預金通帳、附加給付証明書（健康保険組合に加入の場合）※平成30年1月2日以降に函南町に転入した人は、「マイナンバーのわかるもの」と「同意書」も必要です。

**募集**

子どもの写真を広報に

**「キラキラすまいる」  
子どもの写真を広報に掲載しませんか**

問合先／企画財政課（979-8101）

**○対象**

町内在住の1歳～8歳の子ども

**○申込方法**

応募用紙に記入のうえ、企画財政課へ提出してください。メール（kikaku@town.kannami.shizuoka.jp）での申し込みも可能です。

**○その他**

写真は印画紙、データどちらでも構いません。子ども1人につき掲載できるのは1回のみです。申込用紙は総合案内、ホームページなどで入手可能です。

**お知らせ**

更新の手続きが必要です

**母子父子家庭などの医療費助成金  
受給者証の更新時期です**

問合先／子育て支援課（979-8133）

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日（土）です。7月からも引き続き助成を受けるには、更新の手続きが必要です。現在受給中の人には更新申請の通知を送付します。

**○提出期限**

6月15日（金）

**○申請に必要なもの**

更新申請書、現在の受給者証、健康保険証（受給対象者全員分）、印鑑、受給者名義の預金通帳

**○注意事項**

所得がない場合も申告が必要です。税務課へ申告をお願いします。その他追加書類が必要になることがあります。詳細は個別通知でご確認ください。

**募集**

子育て世代の身近な拠り所に

**ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業  
「子育てサロン・まある」**

申込み・問合先／子育てコーディネーター（子育て交流センター内：979-8800）

子育て世代の身近な拠り所として各地区の公民館で「子育てサロン」を開催します。紙芝居、パネルシアター、ふうせん遊びなどで楽しく親子で遊びませんか。

**○開催日時・場所**

6月9日（土）：農村環境改善センター、6月14日（木）：平井公民館、6月18日（月）：畑毛公民館、6月27日（水）：肥田公民館  
10時～11時（開始前に受付あり）

**○参加料・募集人数**

参加無料、会場により人数制限をかける場合があります。事前にお申し込みください。（受付時間：火曜日～土曜日の9時～12時）

**○その他**

開催日によって内容が変わります。

**お知らせ**

期限までに提出をお願いします

**児童を扶養している人が対象  
児童手当・特例給付**

問合先／子育て支援課（979-8133）

児童手当・特例給付は、中学校修了前の子ども（満15歳以後の最初の3月31日までの子ども）を養育している人に支給します。受給資格者は、児童を監護し、かつ生計を同一にする父母などです。父母に養育されていない場合、児童を監護し、かつ生計を維持する人が対象です。

**○支給額**

- ▶児童手当（所得制限限度額未満の人）
  - ・3歳未満…15,000円（一律）
  - ・3歳以上小学校修了前…10,000円（第3子以降は15,000円※）
  - ・中学生…10,000円（一律）
  - ※18歳到達後最初の3月31日までの養育している子ども（施設入所などを除く）
- ▶特例給付（所得制限限度額以上の人）
  - ・一律…5,000円

**○支給月**

6月、10月、平成31年2月

**○受給中の人へ**

現況届の提出が必要となります。現況届は、毎年6月1日現在の受給者の状況を把握し、手当てを引き続き受給する要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届を提出しない場合、6月分以降の手当てを受給できなくなります。受給資格者には6月初旬に書類を送付します。案内を確認し期限内に提出してください。

**○提出期限**

窓口で提出…6月29日（金）  
郵送で提出…6月30日（土）消印有効

**○注意事項**

期限を過ぎてからの提出は、支給時期が遅れる場合があります。平成30年5月以降に初めて函南町で認定請求をし、6月分から手当てが支給される人は現況届の提出は不要です。